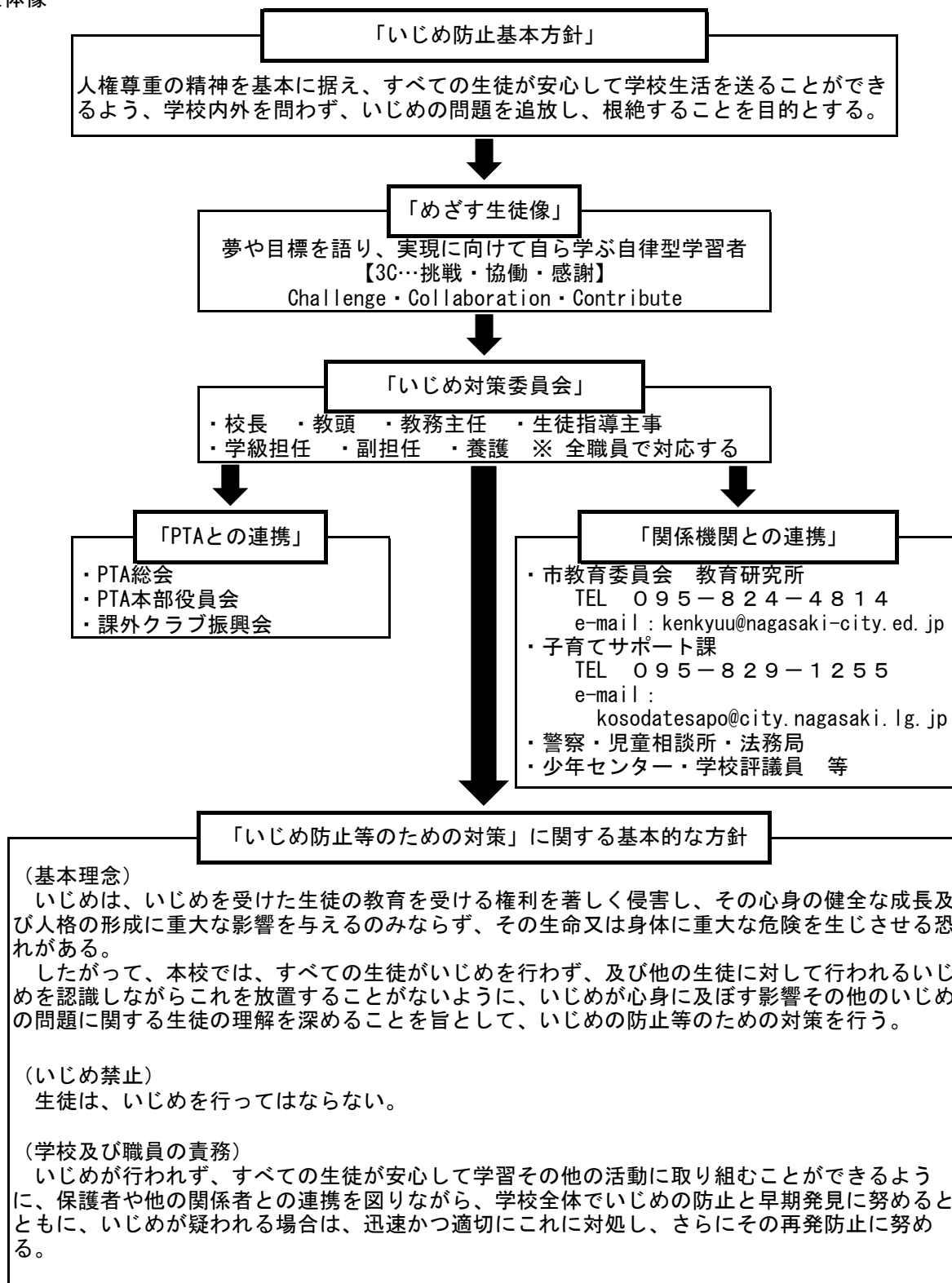


中学校いじめ防止基本方針

令和6年10月23日 改訂
長崎市立伊王島中学校

1 全体像



2 「いじめ防止等のための対策の基本となる事項」

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) 心の通う対人交流能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (イ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒の自主的活動に対する支援を行う。
- (ウ) 「いじめ防止標語」を作成するなどして、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発を行ったり、その他必要な措置を講じたりする。

② いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 生徒対象の学校生活についてのアンケート調査 年 12 回（毎月月初め）
 - ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年 2 回（7 月、12 月）
- (イ) いじめ相談体制
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① 養護教諭との連絡・相談
 - ② いじめ相談窓口の設置
- (ウ) いじめ防止等の対策に従事する人の確保、及び資質の向上やいじめの防止等のための対策に関する研修等を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネット（SNSをはじめとする）を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招いた携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止に関する措置

① 学校におけるいじめ防止対策のための組織の設置

いじめ防止対策のために「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止対策の実施のほか、「いじめ発生時」に早期に組織的に対応する。

〈構成員〉・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・学級担任 ・副担任 ・養護
※全職員で対応する。

〈活動〉(ア) いじめの早期発見に関すること〈アンケート調査、教育相談等〉
(イ) いじめ防止に関すること。
(ウ) いじめ事案への対応に関すること。
(エ) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開催〉月 1 回、生徒指導委員会と並行して定例会を開催し、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行うとともに、管理職へ報告をする。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、ただちにいじめをやめさせる。かつ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び、その保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、危機意識をもって、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、長崎市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 長崎市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見をするための取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) 年間計画

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生活アンケート・生徒指導委員会 PTA総会	10	生活アンケート・生徒指導委員会
5	生活アンケート・生徒指導委員会 保護者来校面談（家庭訪問）	11	生活アンケート・生徒指導委員会 3年三者面談 1・2年教育相談
6	生活アンケート・生徒指導委員会 教育週間	12	生活アンケート・生徒指導委員会 人権週間
7	生活アンケート・生徒指導委員会 教育相談	1	生活アンケート・生徒指導委員会
8	生徒指導委員会 夏季職員研修（生徒理解）	2	生活アンケート・生徒指導委員会
9	生活アンケート・生徒指導委員会	3	生活アンケート・生徒指導委員会

(6) いじめチェックリスト

☐ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
☐ 視線をそらし、合わそうとしない。
☐ 体に原因が不明の傷などがある。
☐ 顔色が悪く、活気がない。
☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。
☐ 私物や上履きなど隠されたり、いたずらされている。
☐ 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
☐ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
☐ 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
☐ いつも遊びの中に入れない。
☐ 笑われたり冷やかされたりする。
☐ 教師が友達のことを聞くと嫌がる。
☐ 教師と視線を合わせなくなる。
☐ ぼんやりとしていることが多い。
☐ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
☐ けがの原因をはぐらかそうとする。
☐ 登校時に、体の不調を訴える。
☐ 服が汚れていたり、破けたりしている。
☐ 作品や掲示物にいたずらされる。
☐ いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。
☐ 家から金品を持ち出す。
☐ 友達から不快に思う呼び方をされている。
☐ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
☐ 嫌な役割を担わされたり、他人の持ち物を持たせられる。
☐ 教師と関わろうとせず、避けるようになる。

3 主な相談窓口

機 関 名	電話番号	相談時間
長崎市教委 学校教育課	095-829-1195	月～金9:00-17:00
長崎市こども相談センター	095-829-1122	月～金9:00-17:30
長崎市教育研究所	0120-556-275	月～金9:00-17:00
子ども人権110番（長崎地方法務局）	0120-007-110	月～金8:30-17:15
長崎県警察本部少年課「ヤングテレホン」	0120-786-714	月～金9:00-17:45
長崎県警察生活安全相談窓口	095-823-9110#9110	月～金9:00-17:45
24時間子供SOSダイヤル「親子ホットライン」（長崎県教育センター）	0120-078-310	24時間受付
心の健康相談統一ダイヤル （長崎子ども・女性・障害者支援センター）	0570-064-556 189（虐待の相談）	月～金18:00-翌朝9:30土日祝24時間 24時間受付
チャイルドライン（認定NPO）	0120-997-777	毎日16:00-21:00
長崎いのちの電話（社会福祉法人）	095-842-4343	年中無休9:00-22:00
チャット相談窓口「あなたのいばしょ」（NPO法人）	https://talkme.jp/	
長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325	月火水金土10:00-18:00